

財務省告示第四百八十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十五年六月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年六月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金
利付国庫債券（十年）（第二百五十回）	財政法（昭和二十二年法律第三十号）第四条第一項及び財政融資	法律第一号）第十一条第一項	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	額面金額で一兆九千億円	一兆九千五百四十万円	五万円

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	
払込期日	募集期間	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以		募集の価格	発行の日	振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成十五年六月二十日額面金額百円につき百円二十八銭年〇・五パーセントとす。平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十五年六月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

平成十五年六月五日から平成十五年六月六日まで
平成十五年六月二十日